

佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十五号

佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立希望の家管理規則（昭和四十八年佐賀県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の自立支援課の分掌事務中「、就労移行支援、就労継続支援B型」を削り、同課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第五条第五項中「前三項」を「前各項」に改める。

第六条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第九条中「百人」を「七十人」に改める。

様式中

自立訓練（機能訓練）	就労移行支援
就労継続支援（B型）	生活介護
施設入所支援	

を

自立訓練（機能訓練）	生活介護	施設入所支援
------------	------	--------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。